髙和果公報

発 高 知 月 高 知 市 丸 20 号 **発 行 日** 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次

ı	p 1/				
	告 示				ページ
	◎マイナポータルを経由する旅券発給申				
	請に係る旅券発給手数料の指定納付受				
	託者の指定	(文化	匕国際	課)	1
	○保安林の指定施業要件の変更予定の通				
	知	(治)	山林道	課)	1
	○公共測量の実施の通知 (9件)	(用±	也対策	課)	1
	公 告				
	○公文書の開示の令和4年度運用状況	(法社	务文書	課)	2
	○個人情報保護制度の令和4年度運用状				
	況	(")	3
	○土地改良区の役員の就退任	(農業	*基盤	課)	5
	○土地改良区の定款変更の認可	(")	5
	高知県公安委員会規則				
	◎高知県道路交通法施行細則の一部を改善	正する	5規則		5
	高知県選挙管理委員会告示				
	○政治団体の届出事項の異動の届出				5
	○政治団体の解散の届出				5
	監査公表				
	○監査の結果に関する報告に基づく措置	結果			6
	告示				

高知県告示第762号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の 規定に基づき指定納付受託者を令和5年11月6日に指定したの で、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和 5 年12月 1 日

高知県知事 濵田 省司

指定納何	付受託者	指定納付受託 者に納付させ	指定期間	
事務所の所在地	名称	る歳入		
東京都江東区豊洲三丁目3番3号	株式会社NTT データ	マイナポータ ルを経由する 旅券発給申請	令和5年 12月4日 から令和	

	に係るクレジ	6年3月
	ットカードを	31日まで
	利用して納付	
	される旅券発	
	給手数料	

高知県告示第763号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和40年4月農林省告示第472号(一に係るものに限る。)

- 2 変更に係る指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興 ・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供す

高知県告示第764号

る。)

高知県土木部河川課長から次のとおり公共測量を実施する旨の 通知を令和5年10月26日に受けたので、測量法(昭和24年法律第 188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により 告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測深(レベル1000))

作業期間

令和5年10月25日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

国分川、舟入川、久万川、下田川及び介良川

高知県告示第765号

奈半利町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年10月27日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年10月25日から同年12月25日まで

3 作業地域

安芸郡奈半利町平

高知県告示第766号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和5年10月27日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年10月30日から令和6年2月29日まで

3 作業地域

室戸市吉良川町丙地区

高知県告示第767号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和5年11月1日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和5年11月1日から令和6年3月20日まで

3 作業地域

安芸郡奈半利町甲地内

高知県告示第768号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和5年11月1日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和5年11月1日から令和6年3月17日まで

3 作業地域

吾川郡仁淀川町森

高知県告示第769号

高知県農業振興部安芸農業振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (現地測量、路線測量)

2 作業期間

令和5年11月6日から令和6年3月20日まで

3 作業地域

安芸市赤野甲

高知県告示第770号

高知県土木部幡多土木事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量)

2 作業期間

令和5年11月6日から令和6年3月25日まで

3 作業地域

四万十市佐田

高知県告示第771号

高知県土木部中央西土木事務所越知事務所長から次のとおり公 共測量を実施する旨の通知を令和5年11月7日に受けたので、測 量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量)

2 作業期間

令和5年11月6日から令和6年3月17日まで

3 作業地域

吾川郡仁淀川町土居

高知県告示第772号

高知県農業振興部農業基盤課長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和5年11月7日に受けたので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 作業種類

公共測量 (2級確測基準点測量)

2 作業期間

令和5年11月9日から令和6年2月20日まで

3 作業地域

幡多郡黒潮町加持

公 告

高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第18条及び知事が管理する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則(令和5年高知県規則第19号)附則第3項の規定により適用することとされた同規則による改正前の知事が管理する公文書の開示等に関する規則(平成2年高知県規則第21号)第10条の規定により、令和4年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

1 公文書開示決定等件数(以下「決定等件数」という。)及び 決定内容等の内訳

決定	官等件数	2,006件
決定	開示	1,023件
上内容	部分開示	591件
等	非開示	6 件
	存否応答拒否	4 件
	不存在	226件
	不受理	4 件
	取下げ	152件

2 審査請求の件数及び処理件数等(令和5年3月末現在)

		令和3年度繰越し分	令和4年度分
請求件数		2件	4件
処	認容	0 件	0 件

理			
件数	一部認容	1 件	0 件
奴	却下	0件	2 件
	棄却	0件	0 件
	取下げ	0件	1 件
1	印4年度末 E処理中	1件	1 件

3 開示請求者数(延べ数)

区分	開示請求者数
県内に住所を有する個人	427件
県外に住所を有する個人	85件
県内に事務所又は事業所を有する法人及び その他の団体	913件
県外に事務所又は事業所を有する法人及び その他の団体	226件
計	1,651件

恒

鞣

実施機関別決定等件数及び決定内容等の内訳

:# 2,006 1,023 591 152 高知県公立大学法人 26 公営企業管理者 内水面漁場管理委員会 海区漁業調整委員会 靈 414 280 83 8 om(Ξ 刪 om(ব্য 2 414 2 0 4 905 LC 0 12 873 185 27 邻 盐 麵 黚 2 4 762 407 301 20 服 壓 12 139 林 葉 振 異 ・ 環 境 部 6 14 8 18 歳 壓 麗 光 張 戰 14 22 82 က 24 0 中山間振興・交通部 9 産業振興推進部 文化生活スポーツ部 18 8 15 00 42 24 13 က 子ども・福祉政策部 12 302 183 改 策 擬 御 黚 諨 \sim 細 96 33 23 21 脈

决 定 内 容 等

高知県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年高知県条例第34号)第16条第1項及び高知県個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年高知県規則第18号)附則第4項の規定により適用することとされた同規則附則第2項第2号の規定による廃止前の知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成13年高知県規則第144号)第18条の規定により、令和4年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
 - 3,198件
- 2 個人情報開示決定等件数(以下「決定等件数」という。)及 び決定内容等の内訳

決定	定等件数	117件
決	開示	15件
定内穴	部分開示	81件
容等	非開示	1 件
	存否応答拒否	0 件
	不存在	15件
	不受理	0 件
	取下げ	5 件

- 3 個人情報訂正請求の件数 0 件
- 4 個人情報是正請求の件数 0 件
- 5 口頭による開示請求の件数 6,465件
- 6 審査請求の件数及び処理件数 審査請求の件数 0件 処理件数 0件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数 0.44:
- 8 事業者に対する是正の勧告件数 0件

账

私

恒

- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数 0件
- 10 開示請求者数(延べ数)

区分	開示請求者数
県内に住所を有する本人	93人
県外に住所を有する本人	10人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後 見人の法定代理人	1人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後 見人の法定代理人	0人
県内に住所を有する遺族等	5 人
県外に住所を有する遺族等	1人
計	110人

関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳
実施機関別値
Ξ

(#)					丰					3, 198	117	15	81	п		15		2	6, 465
(甲位:1年)	恒	明	账	4	₽	K	計	担	~	88									240
	4	河		심	継	ijn		型	神	46									
	Æ	* I	₩ :	# I	ß h	11 開	j #\$	1000	414	ıc									
	患	M	無	継	能	劉	栎	Щ	414	ıc									
İ	랖		Щ		₩		Щ		414	==									
İ	米		毫		₩		Щ		414	12									
	狮		嶽		₩		鰛		単	253	63	5	52			4		2	4, 184
İ	\$		掛		偢		Щ		414	9	co		1			-			
İ	錮			Кщ		*	(Щ	10									
	\prec		龄		偢		Щ		414	83	2		2						
	捌	滑		(m	型	*	5	Ш(414	32									
	榖		仁		椒		Щ		414	249	15		15						1, 979
	繼								414	153									
	_					抽				2, 434	34	6	11	1		10		3	62
		<	ih.	nio		ğm	E	Ħ	E	10									
		-	Н			K			編	220	9	23	63			23			
		4	K	栅	Į	嵌	ē	Š.	盟	28									
		77	K	# I	簇 靈	₹ •	熈	架	岩	239	3	65							
		-	眡	絲	(嵌	ē	Š.	組	354									
		DW	噩	*	1	巌	ē	Š.	岩	82									
	井以	1	E	Н		米	186	E	報	164									10
		1	B	I =	版	黨		火油	如	94									63
		}	倒	継	嵌	黨	퐦	剰	超	69									
		-1	K :	5 ₩	地	К ;	¥ -	- >	題	176									
		1	+ :	V →£		舞:	# #	以策	100	409	14	н	9			2		2	14
		44	製	嵌	É	절	step step	K	150 150 150 150 150 150 150 150 150 150	471	2		63						36
		į	巨	雜	<u> </u>	ğın.	Ħ	Ħ	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	36									
		700	12			紫			超	122	6	n	-	-		m		-1	
٠					実施機関					国人情報取扱事務登録 簿の登録件数	決定等件数	開示	部分開示	小田	存否於答拒否	不存在	不受理	取下げ	ロ頭による開示請求件 数
										画	聚	北 -	定内	体 排					口数

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安田第一土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役

員の届出があった。 令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

氏 名 住 所 役名 (退任) 理事 西岡 賢一 安芸郡安田町唐浜1550番地 清岡 律夫 リ 〃 1386番地 IJ 内川 靖介 " # 1230番地1 小松 悦夫 " 〃 1009番地 1 II 小松 賢之 〃 〃 1025番地 1 山本 文香 # **リ リ 761番地** 西岡佐千子 " 〃 503番地 笠松 美江 " " " 698番地 6 西岡 守ッ リ リ 392番地 2 清岡 祐介 " 〃 1329番地 1 倉澤 美枝 " 〃 1571番地 監事 笠松 正 " 西島458番地 井東 聖二 " 唐浜2738番地70 (就任) 理事 窪田 廊 安芸郡安田町唐浜1209番地 内川 靖介 " 〃 1230番地1 小松 章光 " 〃 1036番地 小松 逸男 # 〃 1024番地 1 公文 伸保 " 〃 753番地 松本 清子 " 〃 504番地 佐織 ル # 649番地 清岡 隆彦 リ " 1337番地 清岡東洋夫 " 〃 1382番地 小松由加子 〃 リリング リック 953番地 1 小松 正明 安芸市西浜567番地6 監事 小松 強 安芸郡安田町唐浜362番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、安田第一土地改良区の定款の変更を令和5年11月13日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和5年12月1日

高知県知事 濵田 省司

公 安 委 員 会 規 則

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

高知県公安委員会委員長 小田切 泰禎

高知県公安委員会規則第13号

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

高知県道路交通法施行細則(昭和35年高知県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第13条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信 技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運 転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用 化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

別記様式第25号中「第74条の2第8項」を「第74条の3第9項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第142号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 政党の支部(国会議員関係政治団体以外の政党の支部)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	参政党高知支部 (田中 佳代)	金城 幹泰	異動なし	異動なし	令 5 • 10
新		田中 佳代			• 12

その他の政治団体(政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体)

区分	名称 (代表者の氏 名)	代表者の 氏名	会計責任 者の氏名	主たる事 務所の所 在地	異動 年月 日
旧	垣内たかふみ後 援会 (垣内 孝文)	異動なし	異動なし	四万十市 右山五月 町 9 番18 号	令 5 • 7 • 21
新				四万十市 古 津 賀 3122番地 2	
旧	国際勝共連合高知県本部 (岩本 達也)	野村芳秀	野村芳秀	高知市神 田1789- 8	令 5 • 10 • 2
新		岩本 達也	岩本 達也	高知市桟 橋通五丁 目 6 - 1 -503	
旧	板原啓文後援会 (山﨑 昇)	異動なし	異動なし	土佐市高 岡 町 乙 3380番地	令 5 • 10 • 25
新				土佐市高 岡 町 丁 943番イ 2号地	
旧	西内健後援会 (西内 平)	西内 正	西内 平	異動なし	令 5 • 10
新	(HI3 I7	西内 平	吉村佳子		• 25

高知県選挙管理委員会告示第143号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公表する。

令和5年12月1日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜 その他の政治団体

名称	代表者の氏名	解散年月日	
松延宏幸後援会	松延 宏幸	令5・9・30	
小椋利廣後援会	川島 誠治	令5・9・30	

監 査 公 表

監査公表第12号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月1日

高知県監査委員 5高行管第234号 令和5年11月6日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について(通知)

令和5年9月8日付け5高監報第7号で報告のありましたうえのことについて、指摘事項のあった機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第14項の規定により下記のとおり通知します。

記

第1 意見において措置を求められたもの

1 意見

事務処理の誤りの多くは、担当者の会計事務に対する確認 不足及び知識不足と、決裁の過程で上司がその誤りを是正す ることができていないことに起因している。

事務処理に当たっては、担当者はその根拠を自ら確認し行うとともに、管理職員も十分に注意して決裁等の事務を行われたい。

また、今回の本庁監査においては、経費支出伺に記載した 支出見込額を超えて支出していた事例が多数見受けられた。 これは、事務処理のチェック不足によるものであるが、全庁 的な対策を求める。

さらに、本年度は、委員監査における監査・決算審査資料 の差替えが多数見られた。

今一度、所属におけるチェック体制の改善を求める。

2 意見に対する措置状況

日頃の支出審査や会計検査等を通じて、常に法的根拠を意 識しながら会計事務を行うという基本的な姿勢を職員に身に 付けてもらえるように支援するとともに、会計事務の基礎研 修や実務研修などを通じて、職員が会計事務に対する理解を さらに深め、知識の向上を図ることができるよう引き続き取 り組みます。

また、各所属の決裁過程でチェックの要となる課長補佐等に加え、会計事務に関して担当者への指導の中心となるチーフに対し、会計事務に関するOJTの推進や部下の業務の進捗管理の重要性を意識づける研修を行うとともに、所属からの依頼に応じた出前研修の実施により、組織としてのチェック機能の強化を図ります。

併せて、経費支出伺に記載した支出見込額を超えて支出していた事例については、「会計管理局だより」や庁内の掲示板に予算執行状況の確認方法等を掲載して周知することで、会計事務の適正化を図ります。

さらに、今後、財務会計システムの再構築等の中で、電子 決裁の導入や予算執行管理機能の強化などについて検討を進 め、人為的なミスの防止機能の拡充と併せて事務の効率化・ 簡素化を図ることにより、事務処理の誤りが生じにくい仕組 みづくりに取り組みます。

また、委員監査における監査・決算審査資料の差替えが多 数発生したことに対しては、提出資料を事前に複数人で確認 することを徹底するよう全庁に周知し、チェック体制の改善 を図ります。

第2 指摘事項の該当機関

1 子ども・福祉政策部地域福祉政策課

(1) 指摘事項

民生委員退任記念品の購入において、請書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、契約書の作成を省略する場合に おいても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他 これに準ずる書面を徴するものとすると定めた高知県契約 規則(昭和39年高知県規則第12号)第38条第2項の規定に 反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

令和4年度に退任する民生委員・児童委員に対して、記念品400個を60万円で購入する際に、本来であれば50万円を超える物品の購入においては請書を徴する必要があったところ、報償費での執行であったことから物品の購入にはあたらないと誤認し、請書を徴していなかったものです。

(3) 措置状況

今回の指摘を踏まえ、契約事務の適正な執行について課 内に周知徹底するとともに、今後、物品電子調達システム によらずに物品を調達する場合は、歳出科目にかかわらず 決裁文書に会計事務処理フローを添付し、複数人で確認す ることによりチェック体制を強化し、再発防止に努めま す。

2 中山間振興·交通部交通運輸政策課

(1) 指摘事項

令和4年度広報推進事業委託業務(資材作成・広告費用 支払等業務)の一般競争入札不落後の随意契約において、 改めて予定価格調書を作成すべきところ、作成していな かった。

これは、契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ高知県契約規則第15条及び第16条の規定に準じて予定価格を定めなければならないと定めた同規則第31条の3の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

今回の事案については、関係法令や規則等について、担 当者の認識が十分でなかったことや、決裁過程でのチェッ クが不十分であったことにより生じたものです。

(3) 措置状況

今回の事案について、同様の事務処理が発生しないよう 所属内で内容を共有しました。また、一般競争入札不落な どの場合においては、複数の職員で会計事務ハンドブック 等により必要な事務処理の確認を行い、取扱に疑義が生じ たときは、会計管理課等の関係所属への確認、相談を十分 に行い、再発防止に努めます。

3 水産振興部漁業管理課

(1) 指摘事項

しらすうなぎ漁獲用網漁具の購入において、請書を徴していなかった。

これは、契約担当者は、契約書の作成を省略する場合に おいても、契約の適正な履行を確保するため、請書その他 これに準ずる書面を徴するものとすると定めた高知県契約 規則第38条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

(2) 原因又は理由

しらすうなぎ漁獲用の漁具を購入する際に、契約担当者 が請書その他これに準ずる書面を徴することを失念してい たこと、及び管理職員等も決裁の過程で請書等の確認を見 落していたことに起因しています。

(3) 措置状況

今回の指摘を課内で共有し、物品購入等の契約の際に は、会計事務処理フローの確認を徹底することとしまし た。

また、会計管理局の作成した「会計事務のポイント及び 契約事務のポイント」を改めて職員に配布するとともに、 会計事務の基礎研修や実務研修を全職員が受講するなど再 発防止を図り、適正な事務執行に取り組みます。

第3 検討事項の該当機関

1 健康政策部薬務衛生課

(1) 検討事項

服薬指導事業委託業務は、重複・多剤服薬の心配のある 被保険者に対して、薬剤師が訪問等による個別の服薬指導 等を行うことにより、適正な薬物治療の促進等を図ること を目的としている。

しかし、個別の服薬指導の実績は極めて少ないことから、効果的な事業の実施について検討を求める。

(2) 原因又は理由

これまでは、希望調査によりモデル市町村を選定し、モデル市町村は、重複・多剤服薬の心配のある支援候補者を 選定のうえ、関係機関との協議により支援対象者を決定 し、服薬指導を行っていました。

しかし、新型コロナウイルス感染症への対応のため、市町村職員(保健師等)が多忙であったことに加え、重複・多剤服薬による健康被害等のリスクに対する理解不足から、服薬指導への同意を得られない事例もあり、指導実績は当初の想定を下回る結果となりました。

(3) 措置状況

現在の事業スキームでは、市町村にとって負担になっていたことも考えられるため、現在、関係課が持つデータから市町村別に支援候補者数を把握できないか等、来年度に向けて事業スキームの見直しを行っているところです。

医薬品の適正使用による患者QOL(※)の向上を目指し、実効的かつ効果的な事業実施に向けて、本年度は事業を中止し、地域の実情を把握したうえで関係機関と連携した仕組みづくりを進めます。

※ Quality of life (クオリティ・オブ・ライフ) の略で「生活の質」を示す。

2 文化生活スポーツ部スポーツ課

(1) 検討事項

内部統制に係る案件において、支出負担行為決議書を作成せず契約を締結する、補助金の交付決定及び変更決定を補助事業終了後に行う等の事務処理上の大きなミスが含まれているが、これらに係る再発防止策が十分に検討されているとは言い難いことから、効果的な再発防止策について更なる検討を求める。

(2) 原因又は理由

高知県契約規則及び高知県会計規則等に基づき、契約の締結、補助金の交付決定及び変更決定を行うべきところ、経験が浅い職員に対する支援体制や事業の進捗管理体制が十分でなかったことから、発生したものです。

(3) 措置状況

経験が浅い職員に対する支援体制については、補助金申請のポイントや会計事務ハンドブック等を活用した指導及び育成をするとともに、会計書類や補助金書類の作成時に「収入・支出事務のチェックシート」を添付し、担当者、チーフ及び管理職員が確認することで、チェック体制を強化し、再発防止に努めます。

併せて、会計管理課による会計事務実務研修を管理職員 を含む全職員が受講し、会計事務に関する知識を深め、能 力の向上を図ることにより、再発防止に努めます。

事業の進捗管理体制については、ToDoリストの活用や定期的な課内協議により進捗を管理するとともに、仕事の進め方などについて、職員の誰もがより相談しやすい環境を整備し、再発防止に努めます。

3 林業振興·環境部木材産業振興課

(1) 検討事項

木の香るまちづくり推進事業費補助金において、交付決 定前に補助事業に着手したことが判明したため、交付申請 の取下げとなった事例があったことから、効果的な補助事 業の進捗管理について検討を求める。

(2) 原因又は理由

補助事業者には、補助金交付決定前の着手は認められない旨を繰り返し周知し、早期に補助金交付申請書を提出するよう要請していましたが、補助事業者の担当者は他の業務も兼務しており、繁忙のため補助金の交付申請が遅延したものです。

また、補助金交付決定前に事前着手をしないよう再度電 話確認を行いましたが、補助事業者と請負先である工務店 の連携が不十分であったため交付決定前に補助事業に着手 するに至りました。

(3) 措置状況

補助金の内示の際には交付申請の期限を示すとともに、 進捗管理表を作成し、補助事業ごとの事業要望、補助金の 内示、交付決定、事業完了予定日等をその都度確認するこ とにより、これまで以上の進捗管理に努めます。

今後は、補助金の活用実績がない補助事業者でも事務手 続きが容易になるような記載例を示すとともに、適正な事 務処理を徹底するため、補助事業者への指導に注意を払 い、再発防止に努めます。

4 林業振興·環境部環境計画推進課

(1) 検討事項

令和4年度地球温暖化防止県民会議(県民部会)活動推進事業委託業務において、契約金額より少ない収支報告金額で検査合格としていた。

委託事業は実施されており、収支報告に記載されていな い経費があったことを事業者に確認しているとのことであ るが、検査調書では確認することができないことから、検 査の方法等について検討を求める。

(2) 原因又は理由

本事業の完了検査については、受託事業者から提出された事業成果報告書により、仕様書に指定する事業が全て実施されていることを確認しています。その際提出された収支報告書に残額として記載されていた金額についても、施設の光熱水費や法人車両のリース料金等の運営費として執行されていることを受託事業者に口頭で聞き取り、事業実施に必要な経費であることが確認できたため、検査合格としていたものです。

(3) 措置状況

今後は、契約書の内容に合致した実績報告書の提出を求 めるとともに、提出された書面により確認を行うよう検査 方法を改めます。

> 5 高企病第384号 令和 5 年 9 月22日

高知県監査委員 様

高知県公営企業局長

定期監査の結果に対する措置状況について(通知)

令和5年9月8日付け5高監報第7号で報告のありました監査 結果に対する措置状況について、下記のとおり通知します。

記

機関名:県立病院課

1 指摘事項

令和4年度給与計算(病院事業)電算処理委託契約書において、仕様書を添付していなかった。

これは、契約書には、設計書、仕様書等のあるものは、これを添付しなければならないと定めた高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号)第20条第2項の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 措置状況

今回の指摘事項に係る契約については、契約締結の決裁時には契約書案に仕様書案も添付し、適切に決裁を受けていましたが、契約書作成時に契約書に仕様書を添付することを失念していたものです。

今後は、契約書に公印を押印する際に受ける公印審査時 に、契約書に添付すべき書類が適切に添付されていることの 確認を徹底することとしました。

> 5 高教政第613号 令和 5 年10月30日

高知県監査委員 様

高知県教育長

定期監査の結果に基づく措置状況について(通知)

令和5年9月8日付け5高監報第7号で報告のありました定期 監査の結果に基づく措置状況等について、下記のとおり措置しま したので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記

機関名:高等学校振興課

1 指摘事項

郵便切手類等出納簿に、休暇等で不在の職員の職員名の記 載及び受領印の押印を行っているものがあった。

これは、帳簿は、その原因の発生の都度直ちに整理することと定めた高知県会計規則(平成4年高知県規則第2号)第102条第2号の規定に反する不適切な事務処理である。

再発防止に向け必要な措置を講じられたい。

2 原因又は理由

郵便切手類等出納簿における受領印は、「高知県会計規則の施行について(依命通達)」の第8.3.(7)において日々の払出しにおける押印は請求者とされているところ、日々の払出しにおける押印は、普段、担当者として切手の出し入れを行っている職員が行うものと誤認していたことによるものです。

3 措置状況

所属職員に対して、今回の指摘内容及び高知県会計規則等 の規定について周知徹底を行いました。

また、郵便切手類等出納簿に、高知県会計規則や会計管理 課が作成している「会計事務ハンドブック」の郵便切手類等 出納簿の記載例を併せて綴り、郵便切手の使用の都度、関係 規則等の確認を行うことにより、再発防止に努めてまいりま す。